○海上保安庁告示第二百九十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　舞阪灯台
位置
所在地　静岡県浜松市（浜表）
北緯　三四―四〇―四三
東経　一三七―三六―四六
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十一年九月二日

名称　薩摩硫黄島灯台
位置
所在地　鹿児島県鹿児島郡三島村（硫黄島）
北緯　三〇―四七―〇一
東経　一三〇―一六―三三
変更した事項
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一四七メートル
変更年月日　平成二十一年九月二日

○海上保安庁告示第二百九十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月二十九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　金見埼灯台
位置
所在地　鹿児島県大島郡徳之島町（金見埼）
北緯　二七―五三―二九
東経　一二八―五八―一四
変更した事項
灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで四三メートル
変更年月日　平成二十一年九月三日

○環境省告示第六十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十九日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称
剣山山系鳥獣保護区
二　区域
国有林徳島森林管理署吉野川森林計画区一六から一九まで及び二三から二七までの各林班、二八林班に及びほの各小班、二九から三二までの各林班、三三林班ろ二からろ五まで、は、に、へ及びイの各小班、三四林班ろ一からろ三、に及びほの各小班、三五林班に、ほ、へ及びイの各小班、三六から五〇までの各林班、一一八から一二一までの各林班ろ、に及びへの各小班、一三二林班、一三九林班はからほまで、とからるまで、イ及びロの各小班、那賀・海部川森林計画区一三三から一三五林班、一四〇林班、三好市東祖谷官行造林地八林班、民有林三好森林計画区東祖谷七一一二から七一五までの各林班及び七二〇林班ロ一及びロ二の各小班、七二一林班ホ及びへの各小班、民有林美馬森林計画区美馬市一宇二四七林班、二四八林班ニ一及びへ一の各小班、民有林美馬森林計画区美馬市木屋平五五五から五六二までの各林班、民有林那賀森林計画区那賀町木沢四二一イ一、ロからニまでの各小班、四二二から四三一までの各林班、四三二林班イ一からイ三まで、イ四の二及びイ四の三（那賀町道剣山線以西の区域に限る。）の各小班、四三三林班イ一の一、イ一の二、イ一の四及びイ一の五（那賀町道剣山線以西の区域に限る。）の各小班、四三四林班イ一、イ二及びイ四の各小班、民有林那賀森林計画区那賀町木頭七三二から七五一までの各林班、七九三から七九四までの各林班、七九五林班イ二からイ五までの各小班並びに高知県所在国有林高知中部森林管理署高知森林計画区三一から三七までの各林班、三八林班はからほまで、と、ち及びイの各小班、五四林班ほ、ち、ぬ及びイの各小班、五五林班ろ二、と、たからむまで、お、く及びイの各小班、六二林班及び六三林班の区域

三　存続期間
平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的
当該区域は、四国山地東部の徳島県と高知県の県境に位置し、四国第二の高峰である剣山を中心に、東はにくぶち谷や権田山、西は天狗峠、北は丸笹山や赤帽子山、南は石立山や高ノ瀬峡などの壮年期の急峻な山々と変化に富んだ深い谷からなる標高おおむね千メートル以上の四国を代表する自然豊かな地域である。植生的には、ブナを中心とした落葉広葉樹林、その上部にはダケカンバ、コメツガ等が現れる針広混交林、その上部にシコクシラベ等を中心とする亜高山帯植生、さらに稜線部には、ミヤマクマザサを中心としたササ原が発達するなど多様な植生が見られる。このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストにおける絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサを始めとする多くの猛禽類やゴジュウカラ等九十種が確認されている。哺乳類では、環境省が作成したレッドリストにおいて、絶滅のおそれのある地域個体群に掲載されているツキノワグマや文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）における特別天然記念物であるカモシカ、ヤマネ等三十八種が確認されている。

このように、当該区域は、クマタカ等の猛禽類やツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣の生息地として重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針
イ　大規模生息地の保護区として、クマタカ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。
ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。
ニ　鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、特にクマタカやツキノワグマ等の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、近年、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウの生息が確認されているため、その生息動向を監視する。
ホ　当該区域は、剣山国定公園の指定区域と重なる部分が多いことから、国定公園の管理との連携協力を図る。
ヘ　当該区域では、ニホンジカが農林業や生態系に被害を及ぼしていることから、関係地方公共団体や関係機関等と連携協力を図り、県が策定する特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な個体数に誘導する等適切なニホンジカの保護管理に努める。

○環境省告示第六十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、剣山山系鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十九日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称
剣山山系特別保護地区
二　区域
剣山山系鳥獣保護区のうち、徳島県三好市所在国有林徳島森林管理事務所吉野川森林計画区一六林班イ小班、一七林班イ小班、一八林班イ及びロの各小班、一九林班イ小班、二三林班及びイの各小班、二四林班イ小班、二六林班ろ及びイの各小班、二七林班ろ及びイの各小班、